

三原市告示第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月8日

三原市長 岡田 吉弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス三原本郷店

三原市本郷南三丁目20番21号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コスモス薬品

代表取締役社長 宇野 正晃

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ドラッグコスモス三原本郷店

三原市本郷町(東本通土地地区画整理地内) 32街区5 外

(変更後) ドラッグコスモス三原本郷店

三原市本郷南三丁目20番21号

4 変更の日

令和3年8月24日(代表者交代のため)

平成27年10月10日(店舗名称及び住居表示の決定のため)

5 届出年月日

令和3年12月3日

6 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課(三原市役所3階)

7 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和3年12月8日から令和4年4月7日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和4年4月7日

三原市経済部商工振興課